

NHK放送受信料の免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方がいる世帯で、下記に該当する場合は、放送受信料の全額、または半額が免除されます。

■全額免除

世帯構成員全員が市民税非課税の場合

■半額免除

下記のいずれかに該当する方が世帯主で受信契約者の場合

- 身体障害者手帳(視覚障害、または聴覚障害)を所持している方
- 身体障害者手帳が1級、または2級の方
- 療育手帳が㉔、またはAの方
- 精神障害者保健福祉手帳が1級の方

《申請方法》

市で証明を受けた免除申請書をNHKに提出
※免除事由が変更(課税状況、転居、障害程度の変更、契約者の変更等)したときは申請してください。

☎社会福祉課 障害者福祉係
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

盲導犬給付事業

視覚に障害がある方の社会参加を促進するため、広島県では盲導犬給付事業を実施しています。

《対象者》 ※下記の全てに該当する方

- 県内(広島市を除く)に1年以上居住し、今後も相当期間県内に居住することが見込まれる方
- 18歳以上
- 身体障害者手帳(視覚障害)の1級、または2級を所持している方
- 就労(就労見込み含む)などで、社会活動の参加に効果が認められる方
- 盲導犬を適切に利用し、飼育できると認められる方
- 自己所有の家屋以外に居住する場合は、盲導犬の飼育をその家屋の所有者(または管理人)から承諾が得られる方

《申請期限》

7月26日(金)

☎社会福祉課 障害者福祉係
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

後期高齢者医療保険 保険料率が変わりました

後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料率を見直しています。

■保険料率 ※2024年～2025年

	変更前	変更後
均等割額	45,840円	49,621円
所得割率	8.67%	9.63%
限度額	66万円	80万円

■保険料計算方法

$$\text{均等割額 (49,621円)} + \left[\frac{\text{総所得金額等から基礎控除額を引いた金額}}{\text{所得割額}} \times 9.63\% \right]$$

※総所得金額等…社会保険料控除など、各種所得控除前の金額

■保険料の軽減措置

世帯内の給与所得者の数	世帯内の被保険者と世帯主の2023年中の所得の合計	軽減割合
1人以下	43万円以下	7割
	「43万円+29万5千円×世帯内の被保険者数」以下	5割
	「43万円+54万5千円×世帯内の被保険者数」以下	2割
2人以上	「43万円+10万円×(給与所得者数-1)」以下	7割
	「43万円+29万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者数-1)」以下	5割
	「43万円+54万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者数-1)」以下	2割

■保険料負担がなかった方の軽減措置

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合など(国保、国保組合は除く)の被扶養者だった方は資格所得後2年間に限り、均等割額が5割軽減されます。

☎保険医療課 医療保険年金係
☎お太助フォン 42-5619 ☎42-2130

ひとり親家庭等医療費助成制度

対象の方が受けた医療費のうち、健康保険の自己負担額から一部負担金を控除した額を助成します。

《対象者》

18歳到達年度末までの子どもがいるひとり親家庭等の方(生計同一者全員が所得税非課税者、事実婚ではないなどの受給条件があります)

■医療機関等窓口での一部負担金

- 通院…500円/日(医療機関ごとに月4日まで)
※月5日以降は自己負担がありません。
- 入院…500円/日(医療機関ごとに月14日まで)
※月15日以降は自己負担がありません。

■受給者証の更新

8月以降の資格認定には更新手続きが必要です。該当する方は、保険医療課医療保険年金係か各支所窓口係で手続きをしてください。

※該当すると思われる方には、6月下旬に申請手続きの案内を送付しています。

《受給者証有効期限》 7月31日

《申請時必要書類》

- 健康保険証(本人、子どもの名前が入ったもの)
- 児童扶養手当の証書または遺族年金証書(受給者のみ)

☎保険医療課 医療保険年金係
☎お太助フォン 42-5619 ☎42-2130

精神障害者医療費助成制度

対象の方が受けた医療費のうち、健康保険の自己負担額から一部負担金を控除した額を助成します。

《対象者》 ※下記の全てを所持している方

- 精神障害者保健福祉手帳(1級)
 - 自立支援医療受給者証「精神通院」
- ※本人・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある方は対象外です。

■医療機関等窓口での一部負担金

- 通院…200円/日(医療機関ごとに月4日まで)

《受給者証有効期限》 7月31日

《更新手続き》 該当の方へ7月下旬に受給者証を送付します(8月以降の資格認定は自動更新)。

☎保険医療課 医療保険年金係
☎お太助フォン 42-5619 ☎42-2130

重度心身障害者医療費助成制度

対象の方が受けた医療費のうち、健康保険の自己負担額から一部負担金を控除した額を助成します。

《対象者》 ※下記のいずれかを所持している方

- 身体障害者手帳(1～3級)
 - 療育手帳(㉔・A・㉔いずれか)
- ※本人・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある方は対象外です。

■医療機関等窓口での一部負担金

- 通院…200円/日(医療機関ごとに月4日まで)
- 入院…200円/日(医療機関ごとに月14日まで)

《受給者証有効期限》 7月31日

《更新手続き》

該当の方へ7月下旬に受給者証を送付します(8月以降の資格認定は自動更新)。

☎保険医療課 医療保険年金係
☎お太助フォン 42-5619 ☎42-2130

国民年金のあれこれ

保険料の免除・納付猶予制度

保険料免除制度

保険料を納めることが経済的に困難な場合(所得が一定額以下、もしくは失業した場合など)は、申請後に承認されると保険料の全額、もしくは一部(4分の1、半額、4分の3)が免除されます。

保険料納付猶予制度

50歳未満の方で、本人および配偶者の前年所得が一定額以下の場合、もしくは失業した場合など、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。

詳しくは 日本年金機構ホームページ



☎三次年金事務所 ☎0824-62-3107